

令和4年度第2回北海道総合教育会議 議事録

1 日時

令和5年1月19日(木)午前10時00分開会

2 場所

ホテルポールスター札幌 2階 メヌエット

3 構成員の出欠状況

(1) 出席

鈴木知事、倉本教育長、青山委員、渡辺委員、川端委員、大鐘委員、清水委員

(2) 欠席

なし

4 会議に出席した有識者

関西外国語大学教授 新井 肇 氏 (オンライン出席)

5 議題

いじめの防止と対応

6 議事

別紙のとおり

○事務局（藤原総務部長）

それでは定刻がまいりましたので、ただいまから、令和4年度第2回北海道総合教育会議を開催いたします。私、総務部長の藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず開会にあたりまして、知事からごあいさつを申し上げます。

○鈴木知事

皆様おはようございます。総合教育会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

教育委員の皆様、そして本日ご講演をいただきます関西外国語大学教授の新井先生におかれましては、ご多忙な中、ご出席をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、今回から新たに清水委員にご参加をいただきます。よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行が続き、季節性インフルエンザとの同時流行についても懸念をされる中で、教職員の皆様をはじめ、ご家族、地域、教育関係団体、教育委員会の皆様におかれましては、子どもたちの命と健康、そして学びを守るために、多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日は、重点的に講ずべき施策として「いじめの防止と対応」、こちらをテーマに開催をさせていただきます。

道では、いじめ問題に一層の危機感を持ち、本道の子どもたちの命と心を守るため、関係部局が連携をして「いじめ防止基本方針」の見直しを進めているところでございます。

この後、道教委の取組についてご報告をいただきますほか、国の「いじめ防止対策協議会」の座長をお務めになられております新井先生から、貴重なご講演をいただく予定としているところであります。

学校、家庭、地域や行政などの関係機関が緊密に連携をして、社会全体でいじめ問題を克服することを目指し、新井先生のお話も大いに参考にさせていただきながら、活発な意見交換をしてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様、そして新井先生には、本道教育の充実に向けまして、一層のご協力をお願い申し上げて、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

皆様、本日よろしくお願い申し上げます。

○事務局（藤原総務部長）

ありがとうございました。それでは早速、議事の方に移りたいと思いますが、ここからは知事をお願いいたします。

○鈴木知事

はい。それでは議長を務めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、「第1回総合教育会議を踏まえた対応状況」について、ご報告を

させていただきたいと思えます。倉本教育長からよろしくお願い申し上げます。

○倉本教育長

おはようございます。それでは今年度第1回の会議を踏まえまして、現在進めております3つの取組についてご報告をさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

1つ目は「北海道地学協働アワード 2022」の実施についてであります。(1)の取組概要でございますが、地学協働に取り組んでいる学校のうち、他の模範と認められる学校の功績をたたえとともに、全道における地学協働のより一層の推進と活性化を図ることを目的に行うものです。

対象は公立高校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部としておりまして、応募のありました25校について現在審査を進めているところです。今月の下旬に受賞校を決定いたしまして、来月2月15日にオンラインで開催いたします「地学協働活動推進フォーラム」にて表彰と受賞校の取組の発表を行う予定です。

2つ目は「地学協働 in 道産子プラザ」についてです。(1)の取組概要ですが、高校生が実習で生産をした商品や、企業等と連携をさせていただいて開発いたしました商品を、北海道のアンテナショップである「どさんこプラザ」で販売し、本道の魅力を発信するとともに、来場者との交流によりまして、今後の取組の改善・充実につなげることを目的として行っていきたいと思っております。

今年度は「どさんこプラザ札幌店」にて、3月29日、それから30日。この2日間の日程で実施をする予定としております。生徒による販売のほか、パネル展示などによる地学協働のPR活動も実施をしたいと考えています。

最後3つ目ですが「道立高等学校ふるさと納税返礼品活用モデル事業」についてです。道のふるさと納税の返礼品に、道立学校の生産物や企業等と連携し開発した商品をモデル的に登録をいたしまして、返礼品としての選択状況等を分析・検証することにより、今後の取組の改善・充実につなげることを目的に行うものです。

現在、今年度中に3校、それぞれ1校1品ずつですが、3校程度登録できるよう取り組んでいくこととしております。以上でございます。

○鈴木知事

ご報告ありがとうございました。ただいまの報告に関して、どなたかご意見がございましたら挙手いただければと思います。いかがでしょうか。特段ありませんでしょうか。

前回の総合教育会議で、様々、委員の皆様からも「アンテナショップとの連携」ですとか、「地学協働の中での取組に対する評価、また更なる充実」などについてのご発言をいただきまして、今回かなりスピード感をもってご対応いただいたのではないかと思います。「どさんこプラザ」はアンテナショップとして非常に発信力のあるところですし、今後さらに道外でも展開することを検討いただけるということですので、こういった活動を通して、高校生がさらに成長する

ことを期待したいと思います。

それでは早速でございますが、本日の議事に入らせていただければと思います。

先ほど、あいさつの中でも触れましたとおり、本日の議事につきましては「いじめの防止と対応」をテーマとして協議をしてみたいと考えています。

はじめに、こちらから倉本教育長から「道教委におけるいじめ防止の取組」についての報告をお願いいたします。

○倉本教育長

それでは、私から資料2に基づきまして「道教委におけるいじめ防止の取組」に関しまして、現状ですとか課題、いじめ防止の取組など5項目について説明をさせていただきます。

まず、本道の現状についてです。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されて以降、いじめの認知件数は大幅に増加をしております。直近の3ヶ年では2万件を超えておりまして、法におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がってきているものと考えています。

なお、令和3年度、法に基づく重大事態として調査している事案は14件でありまして、前年度より3件の増加となっております。

次にスライドの3。下段になりますが、本道ではいじめの解消率は全校種で95%以上と高くなっているものの、全ての学校種においていじめを認知した学校の割合が全国値に比べて低くなっております。学校におけるいじめの見逃しをゼロにすることを目指す必要があると考えています。

次のスライドです。4番です。このような現状を踏まえ、いじめ防止の徹底に向けましては、まず、いじめを積極的に認知をし、早期から組織的な対応を徹底すること。その上で、長期化、深刻化する事案に適切に対応すること。そして何よりもいじめを生まない学校の環境づくりを進めることが重要と考えています。

次のスライドです。道教委では「いじめの防止等に関する条例」に掲げます「いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るという緊張感をもち」、「いじめの問題に関する児童生徒の理解を深め」、「社会全体でいじめ問題を克服する」との基本的な考え方のもと、「いじめ防止基本方針」や「いじめの防止等に向けた取組プラン」を策定いたしまして、それらに基づく取組を進めるとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題審議会」での協議等を通じて、取組の改善・充実を図っているところです。

次のスライドです。具体的には、いじめの未然防止に向けて、子どもたちが主体的に考えることができるよう「メッセージコンクール」や「子ども地区会議」を実施するほか、今年度から児童生徒からのSOSを学校が的確に把握することができるよう、一人1台端末を活用したアセスメントツールを作成いたしまして、学校での活用促進に取り組んでいます。

次のスライドです。早期発見・早期対応の取組では、今年度から新たに一人1台端末を活用した相談窓口、「おなやみポスト」という名称で運用しておりますが、この開設。それから、法令

に基づく対応を着実に実施するためのいじめ対応のフローチャートなどをまとめましたガイドブック・支援ツールの作成と活用促進。

そして、全ての市町村教育委員会担当者と、道立学校長を対象とした指導力向上研修の実施。それから、学校、家庭、関係機関等と連携協働したいじめ対応事例の啓発。

さらには、学校と警察との一層の連携を推進するための全ての市町村教育委員会担当者、教職員、警察官を対象とした合同研修会の実施などに取り組んでおります。

次のスライドです。深刻化・長期化する事案への対応では、学校や市町村教育委員会だけでは解決困難な事案に対し、今年度から道教委指導主事と、弁護士、臨床心理士などの専門家がチームとなって対応する「緊急支援チーム」の派遣を開始いたしました。

また、犯罪行為としても捉えられる事案に適確に対応できるよう、学校と警察との連携に関する資料を作成し、啓発をしています。

次のスライドです。いじめ防止の取組の徹底に向けて、道と連携しまして「北海道いじめ防止基本方針」を改定いたします。そのポイントといたしましては、「市町村教育委員会との連携強化」、「早期からの組織的な対応の徹底」、「専門家や関係機関との連携」、「重大事態調査への支援」などのほか、子どもたちの「望ましい人間関係を構築する能力等の育成」などについて、素案を作成したところです。

今後、道議会など様々な議論も踏まえまして、本年3月には成案を得たいと考えています。道教委ではこの度の改定をとしまして、道、道教委、市町村教育委員会、学校が一層連携した対応の徹底、迅速かつ組織的な対応による事案の長期化、深刻化の防止の徹底を図るなど、一層危機感を持って、いじめ防止の取組を進めてまいります。以上です。

○鈴木知事

はい。ありがとうございました。

次に本日、オンラインでご出席をいただいております、関西外国語大学教授の新井先生からご講演をいただきます。

ご講演に先立ちまして、新井先生の略歴についてご紹介をさせていただきます。

○事務局（成田総務部教育・法人局長）

事務局からご紹介をさせていただきます。

新井先生は埼玉県のご出身で、京都大学文学部を卒業された後、昭和51年から、埼玉県立の熊谷高校や小川高校などの教諭として30年の永きにわたり勤務をされておられました。

その後、平成18年から兵庫教育大学大学院、平成29年からは関西外国語大学の教授として、ご専門でございます生徒指導論やカウンセリング心理学の分野などでご活躍をされておられます。

また、現在は、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」の座長や「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長。また、「日本生徒指導学会」副会長などの要職に就かれており、

いじめ問題や生徒指導にご尽力をされておられます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木知事

それでは、新井先生よりようお願い申し上げます。

○新井教授

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました新井 肇と申します。

本来であれば、そちらに伺って講演をしたかったのですが、諸般の事情でオンラインということになりました。どうかお許してください。

ここから30分という時間をいただきましたので、いじめ防止対策のこれからの方向性、そして課題について、皆さんが考えるための資料を提供したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、生徒指導提要の話が出ました。去年の12月6日に公刊されました。この中でいじめについて、第4章で20数ページにわたって触れておりますが、まず留意点として、冒頭にこのようなことが示されています。「いじめを積極的に認知していく」。どの学校、どの学級、どの子にも起こり得るものですから、積極的に認知を進めることを推奨しています。

しかしながら、認知が進んでいくことはいいことですが、一方でいじめが原因の自殺等、深刻な事態の発生が後を絶たない。これを何とかしたいということが、生徒指導提要の改訂の方向性の中でも示されています。

そしてもう一つ、次の段階として、子どもたちがいじめをしないような環境づくりを社会として進めていく。加えて、児童生徒が自らいじめをしない態度や能力を身につけるように、大人が支え、そして働きかけていく。このことが、これからのいじめ防止対策の方向性といえるのではないかと。

まずは、認知を進めるのと同時に重大事態を引き起こさないようにする。これが一つの大きな課題だと思います。先ほど、北海道のグラフも見せていただきました。認知件数を見るとわかるように、法ができてから上昇しているわけです。昨年度、いじめの認知件数は61万5,000件、過去最多です。

最多であることに問題がないわけではないけれど、教職員間で、とにかくいじめを見逃すまい、認知して解消していこうという意識が浸透した結果、数が増えてきたと評価できると考えております。

問題はこちらです。いじめの重大事態の発生、これが後を絶たない。昨年度、1号重大事態、いじめが原因で命に関わる。あるいは多額の金品の強奪や体に大きな傷を負った。あるいは精神疾患を発症したものが、全国で349件発生しています。これは過去最多です。

加えて2号事案。いじめが原因の不登校、これも429件と非常に多い数を示しております。これを何とかしたい。これが一つ、これからの大きな課題であるということです。

2018年に、総務省が自殺等の重大事態に関する公表された「調査報告書」を分析して、なぜ重大事態が起きたのかということを示しております。これを見るとわかるように、1つは学校内の情報共有ができないために、組織的対応が行われなかった。これが全事案中の6割を超えています。担任の先生が1人で抱え込んでしまった。あるいは、アンケートをとっても、そのアンケートを共有しないようなことが重大事態につながった。これが6割を超えております。

そしてもう1つが、いじめの認知の問題です。「いじめ防止対策推進法」の法の定義、非常に広範な定義です。継続的な・一方的な、深刻なというかつてのいじめの調査の定義にあった形容詞がすべてなくなりました。大分違っています。しかしながら、まだ以前のものを引きずっていじめを捉えてしまう場合がない訳ではない。これが重大事態を生んでしまった次に大きな要素です。

そして、アンケートにいじめがあると書かれていながら見逃してしまう。あるいは担任の先生だけがそれを見て1人で何とかしようとしてしまう。子どもにはSOSを発信するように促している。「困ったときには助けを求めなさい」と言う以上、こちらは、それをしっかり受けとめる力と体制を作っておくことが大事だと思います。

そして、教育委員会の対応に問題があった。これが35%です。全体につながるわけですが、先ほど研修の充実の必要性が示されました。いじめに焦点を当てた教職員の指導力を上げていく研修。個々の教職員の指導力だけではなく、組織として学校が生徒指導力を上げていく、そのような研修が必要だと思っております。

従って、ここで示されている課題は、1つはなぜ法の定義を共通理解して、いじめを認知することができないのか。そして認知した後、情報共有に基づく組織的対応がなぜできないのか。これが学校に突きつけられている大きな課題だと思います。

次のステップとして、児童生徒がいじめをしない人に育つ。そのためにどのように働きかけていったら良いのか。このことが大きな課題になっていると思っております。

いじめ防止に関して、生徒指導提要改訂版第4章では、このような目次で示されています。これを見ると、どのような取組が必要なのかがよくわかると思っております。1つは4.1 法の理解、これを進めるということです。そして4.2 組織的な対応を計画に基づいて進めること。そして4.3 段階に応じて具体的にどのような取組をすれば良いのか。構造化していじめ防止の取組を進めていく。個人の経験や勘、そういうものによるのではなく、理論に裏付けられた見通しをもった対応をしていくということです。そして4.4 学校だけで対応できない事態もかなり増えております。従って、学校内外の連携に基づいて、社会総がかりでいじめの防止に努めていく、このような方向性が生徒指導提要改訂版の中で示されております。

まずは、重大事態を引き起こさないために「いじめ防止対策推進法」の定義を再確認する必要があるということです。第2条に法の定義が示されております。被害者の心理的な苦痛からいじめを捉える。しかしながら、未だに加害行為の質や量からいじめを捉える傾向がない訳ではない。このくらいは「からかい」だろう。これは暴力になってないからそれほどではない。しかしながら、単に第三者から見ると、からかい、いじりのように見えるものが、当人にとっては非常に

苦しい状況の場合がある訳です。従って、被害者の心理的な苦痛から出発していく。これが、この法の定義の非常に特徴的なところだと思います。

しかし、加害行為にどうしても目が行ってしまう。そのため、加害行為が確定できないときや、被害と加害が入れ替わっているようなときに、いじめの認知は遅れていく傾向があります。あるいは、落書き・メモといいますが、紙に「誰々死ぬ」とか「誰々消えろ」みたいなことを書いて、それがまかれる。でも、筆跡がよくわからない。誰がまいたかわからない。加害者が特定できない。事実の確認が難しい。そうすると、いじめと見ないようなことも、ない訳ではありません。

さらに、未だに被害者に問題があるという視点を持ってしまう場合もみられ、加害行為を追及したときに、加害者になかなか指導が入らないと思われる場合に、これをいじめとなかなか捉えないという傾向も残念ながらあります。

しかし、これからは、子ども支援の視点に立って、「いじめ防止対策推進法」はもちろんですが、国連「児童の権利に関する条約」、あるいは今年の6月にできました「こども基本法」、これらに基づいて子どもを守る。そういう視点でいじめ防止を進めていくことが一層必要であるということです。

そして、法の定義が非常に広範であるために、社会通念上のいじめの捉え方と少しズレがみられます。悪意がある。1度、2度ではなくて継続される。強いものが、あるいは大人数の者が弱者、少数の者をいじめるというようないじめの捉え方と法の定義は違います。このギャップを子ども自身が認識しておく必要がある。教職員はもちろんです。加えて、保護者あるいは地域の人々が認識しておく必要がある。「こんなのは大したいじめじゃないだろう」と見えても、受けている本人にとってはものすごい苦痛である、というところに目を向けようということです。

そして、この広範な法の定義は、ある意味リスクマネジメントのための定義と言えると思います。ハインリッヒの法則。1件の重大な事故の背後には29件の軽微な事故がある。さらに、その前段階として、ヒヤリとしたりハッとしたりする。そういう体験が300ぐらいある。このヒヤリとしたハッとしたり。もしかしたらっていうところでいじめを防ぐ、いじめの予兆を摘む。

「あたってみたら、いじめじゃなかった」。いいじゃないですか、それで。空振りだったら「何でもなくて良かったよね。でも、ちょっと気になることがあったし、顔色が優れないから気になって聞いたんだ」。そうやって、子どもたちの状況を見ていく。空振りだったら、一緒に笑って「じゃあ、もっと元気になろうな」っていうふうにしていく。そのようにいじめが潜んでいる対象と内容の範囲を最大化して、深刻化するリスクを最小化する。これが法の広範な定義の大きな意味だと思っています。

北海道の取組の中でも「いじめ見逃しゼロ」という言葉が出てまいりましたが、先ほど申しましたように、どの学校どの学級でも起こり得る可能性が高い。早く見つけて、そして解消する。深刻化させない。ですから件数が上がることは、いじめを感知する教員の感性が高まり、学校がいじめに対する組織的教育力が上がった。その現れであるということを経験し、そして地域・家庭も理解していくことが必要だと思います。

組織的な対応を進めていく。いじめ防止対策組織はどの学校にも置かれております。法に基

づいて100%設置されております。問題は、この組織が実効的に動いているかどうかというところです。重大事態になっているケースを見ると、次のような状況が見られます。

グループの中のいじめはなかなか見えない。仲良しだと周りから見られているが、その中でいじめが起きていることもあります。大津市のいじめがそうでした。3人のグループで一緒にゲームをしたり、あるいはテーマパークに遊びに行ったりする。しかしながら、その中で非常にひどい関係性に基づいていじめが行われる。周りからはそれがなかなか見えない。閉鎖的な部活動の中でもいじめが深刻化するケースがあります。

そして、気をつけなければならないのは、教職員がいじめられている側にも問題があると見てしまうこと。そうすると、関係性の中で起きていることがなかなか見えない。そして学級がうまく運営されていないと、いじめは広がっていきます。

さらに、学校として特に配慮が必要な子どもたち、いろいろな多様な子どもたちがおります。その子どもたちへの配慮をしっかりとしていく。その子どもたちが加害・被害、いずれかに関わっている場合には、より慎重に対応していくことが必要となる。

そして、保護者との間に不信感が生まれると深刻化していくケースが多い。①から⑧のようなケースについては、先ほどのこの組織[スライド13]の中でも、とりわけ外部性を持った心理・福祉あるいは法律等の専門家の力を生かしながら、多角的な視点で組織的な対応を進めていくことが必要だと思われます。

実効的な組織にするために、まず大事なことはシステム化です。

いじめの疑いに気づいた。誰にそれを上げるのか。中高の場合は生徒指導主事が中心になっています。難しいのは小学校です。生徒指導主事が担任を兼ねている場合が少なくない。そうすると全体を見渡すことになかなか時間を割けない。ですから、生徒指導主事プラス、教頭先生もしくは教務主任、加えて授業を持っていない養護教諭。この3人でキーパーソンチームを作る。この3人の誰かに情報が上がったら、共有できるような体制を作っておく。小学校は部活がありませんから、16時15分くらいに毎日必ず5分間顔を合わせる。そのような体制を作ることも必要かなと思う。加えて、報告をする、いじめの疑いがあることを伝えるときに、口頭で伝えるのか、簡単な文書で伝えるのかということも決めておくことが大事だと思います。

そして、アセスメントをすることです。やみくもに、家庭訪問、学年集会ではなく、「何が起きているのか。どんな関係性の中でいじめが起きているのか。被害者はどんな思いでいるのか。加害行為をなぜしているのか」ということを、情報を集めて分析していく。情報を集めていくときに見えるようにしていくことが大事だと思います。

例えば、このような「チーム援助シート」を使って、加害者・被害者の情報を集める。情報を集める過程で多くの先生が、今こういうことが問題になっていると共有することができます。そして、情報を可視化することによって議論が進む。重大事態の背景調査を、私は数えると20以上やってきました。記録が残っていないケースがすごく多いんです。何も残っていない。あの時出ていた先生がメモしていたかもしれない。後付けで記録を探すようなことが残念ながらあります。記録をするために記録をする、ということではないのです。先ほど、やみくもに学年集会、

家庭訪問を行うということではなくて、何を目的に、例えば家庭訪問するとしたら、本人に対して保護者に対して、どのようなことを、誰がいつどんな資料を持って行ってするのかを、きちんと書き出す。そのうえで役割分担して、役割分担に応じて具体的に動く。そうでないと、何となく「みんなで頑張っていっていじめなくそうね」だけで終わってしまう。

ですから、対応方針の共通理解を図るためには、可視化することが必須であると言えます。先ほどの組織がきちんと動いていけば、協働性、いじめを防ごうという目的のために話し合い、そして新たな取組と一緒に汗をかきながら進めていくことができるようになります。そうするとお互いの強みを生かし、弱みを補い合うことができる。つまり協働性が発揮できるということです。

しかしながら、お互いがお互いを補い合うためには、お互いのことを知らないといけない。あの人は今どんな状況にあるのか、何に困っているのか、そして、どんな思いでいじめのことを考えているのかがわからないと、なかなか一緒に仕事をするのは難しい。お互いの情報を持ち合うことを「情報冗長性」、無駄に見えるような雑談の中で得られるような情報も持ち合うことが大事になります。それが「同僚性」ということです。

重大事態の背景調査に入って、職員室にも伺います。もちろん重大事態が起きた後ですから、元気にぎやかで楽しいことはない。ただ、「こんなに仲が良い集団なのに、どうして情報が滞ったんだろう」なんて思うことはほとんどありません。教職員間の風通しが悪いんです。それを何としても良くしていくのが大前提かと思う。

そして、チームが、組織が真に機能するためには、心理的安全性が非常に大事です。エドモンドソンさんという、アメリカの組織心理学者が医療チームのあり方とパフォーマンスの関係性を調べた。ミスが多いチームほどパフォーマンスが高いという結果が出て、彼女は「そんなバカな」と思って再調査した。しかしながら結果は同じでした。医師、看護師、作業スタッフで作られている医療チーム。看護師であれ、作業スタッフであれ、何か気になること、不安なこと、おかしいと思うことがあったら、リーダーである医師に進言できる。「こんなこと言ったらバカだと思われるんじゃないか」「否定されるんじゃないか」「みんなに迷惑かけるんじゃないか」と思われるような発言も、このメンバーなら安心してできる。そうやってミスを指摘する。もしもそれがミスでなかったら「良かったね」って、みんなでさっきの空振りと同じように笑い合う。もしもミスだったらそれを記録して次の実践につなげていく。こういうことができる組織であるかどうか組織力を決めていくと思います。

学校、保護者、地域関係機関との関係も全く同じです。お互いの専門性を理解し、相互にリスペクトする。このことが大事だと思う。従って、チームとしての学校、先生たちが教科指導や教員ならではの生徒指導に注力できるように、法律の専門家、福祉の専門家、心理の専門家を学校の中に入れていく。学校を閉ざさずに社会に開いていく。そして、このような様々な関係機関の力を生かしながら、取組を進めていくことがこれから一層求められていくと思います。

先生は教育の専門家です。その専門性を生かしながら、カウンセラーやソーシャルワーカーやロイヤーと一緒に子どもの問題の解決に向けて力を合わせていく。意見が異なっていると思うんです。その異なった意見をお互いに交わしながら、それぞれの立場で主張し、そしてまとま

た方向性を見い出していく。

そうすることで、支援者の負担を分散することができます。1人ひとりの負担を分散することによって、自分が関わる場面での支援の質を高めることができる。異質な発想があるからこそ、新たな支援策が生み出される。そんなふうを考えていただければと思うんです。

そして、次へのステップ、2つ目の大きな課題、児童生徒がいじめをしない人に育つことです。生徒指導提要の改訂版の中で、生徒指導の構造化を図りました。時間軸で2軸、事が起きる前に日常的な教育活動を通じて、全ての児童生徒に働きかけていく生徒指導。事が起きつつある、事が起きてしまった、さらに深刻化した。その時に即応的にまず当たる。そして深刻化したら継続的に組織で当たる。対象は全ての児童生徒ではなく、課題を抱えた児童生徒というように課題の困難性が高まり、さらに対象が特定化されていく。

この基盤となる発達支持的生徒指導、この面積を一番大きくしていますのは、これが一番大事だということです。北海道の「いじめ防止基本方針」の改定素案を見ますと、学校の取組の中で、いち早く発達支持的生徒指導が取り上げられるので、とてもいいなと思っております。

発達支持的生徒指導とは何か。特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤です。教職員は児童生徒が個性の発見と良さや可能性の伸長、そして社会性を身につけていくことを支えていく。そういう働きかけを、具体的には日々の声かけ、授業や行事の中で一人ひとりを見て、さらに集団を動かすことで個を育てる。そういう関わりをしていく。そのような関わりを通じて、子どもたち自身が、コミュニケーション力、共感性、あるいはキャリアデザイン力、そういったものを身につけていく。そのための日常的な教育活動、子どもたちを主語にして、その成長発達を支える働きかけを行う、これを発達支持的生徒指導と呼んでおります。いじめ対応において見ますと、まずは人権教育、市民性教育を通じて、日常の教育活動の中で、子どもたちが多様性を認め人権を守る。そういう人に育っていくように支え働きかける。いじめという課題に特化した形で、道徳あるいは学級活動の中でプログラム等を実施してロールプレイをしたり、あるいは議論をしたりして、いじめ防止のために何をしたら良いのかということ子ども主体で考えていく授業。さらに課題に早く気づくようにアンケートをしたり、子どもたちと短時間でもいいから面談をしたり、全ての子どもたちと、できれば年に2回くらいは。気になる子がいたらスクールカウンセラーにもつなぐ。日々の健康観察を含め、いじめの予兆に気づき、そして即対応していく。それでも深刻な事態が起きる。あるいはSNSの中で気が付いたら大変なことになっていた。そうしたら組織的な指導援助を、関係機関と連携しながら困難課題の解決に向けて進めていく。このような構造になると思います。

このような構造で発達支持的生徒指導を進めていくために、これから被害者を守るのは当然ですが、加害者がなぜいじめをするのかという点に目を向けていく必要があるような気がする。

日本のいじめの特徴は、加害者と被害者が同じクラスにいる。あるいは同じ部活の中にあることです。それがいじめの7割から8割を占める。そして暴力を伴ういじめよりも、嫌がらせや仲

間外しといったコミュニケーション系のいじめが多い。そのために見えにくさがあるんです。

いじめが生まれてしまう要素。一つは学級・部活の中に、いじめを何となく認めてしまう暗黙の空気が流れている。そして、いじめる子どものいじめ衝動が何らか出てくる。加害行為をする子もいろいろな問題を背景に抱えている場合が多い。

そして、いじめられる子のヴァルネラビリティ。これは誤解されると困るんですが、攻撃誘発性やつけこまれやすさと名付けられています。もともとヴァルネラビリティがあるわけではなく、相互作用の中で生み出されてしまうということです。

例えば、一元的な管理統制が強い学級で学級目標を立てたとします。「整理整頓をきちんとしよう」、これは大事なことです。でも、整理整頓がうまくできない子がいる。うまくできない子の周りがいつもちらかっている。先生が「じゃあ、一緒に片付けよう」「きれいになれば気持ちいいよ」そんなふうに関わればいいけれども、もしかすると稀に「こんな汚い中で平気でいられるのはどうかしてるぞ」というような言い方をした場合に、その子のヴァルネラビリティが生み出されてしまう。そうすると、あいつは学級の中で異質なやつ。学級目標も守れない。だから、いじめていいんじゃないか。あるいはいじめという意識を持たずに、加害行為をしてしまうことが起きるといことです。ヴァルネラビリティというのは、つけこまれやすさだけではなく、優れていることもヴァルネラビリティになります。いつもあの子は成績がいい。あるいは先生からいつも褒められる。それが場合によると、妬みや嫉妬感情からいじめの対象になるようなことも起こってしまう。そんな心理的なストレスを子どもたちが抱えていく中で、加害行為が構造的に起きてしまうことを理解しておくことが必要です。

従って、いじめをしない人に子どもが育っていくために何が大事なのか。プログラムをやることも大事だけれど、日々の学校生活、授業や学校行事、その中で万が一にも先生の言動が子どもを傷つけたり、他の児童生徒のいじめを助長したりすることがないように、日常的な教育活動の中で、いじめの防止に取り組んでいくことが大事だと思うんです。

そのために一つは「学校いじめ防止基本方針」を共有化することです。残念ながら児童生徒がほとんど読んでいない。高校生でも存在を知っているのが5%ぐらいです。学校の基本方針の見直しの時に学活等の時間を使って子どもの意見を聞く。そうすれば見直しと共有化が一石二鳥でできる。そのことがとても大事だと思う。

PTAで保護者からの意見を聞く。学校の基本方針を地域で見直していく、子どもと、また、保護者や地域の人と一緒に見直していくことが共有化を図る上で大事だと思う。

「いじめは悪いことだ。」と誰でも言います。でも無くならない。もう一度、いじめは人権侵害行為である。場合によると犯罪にもなる。従って、自分の行為がどのような結果になり、どのような責任を取らなければならないのか。市民社会のルール、法は人々の安全安心を守るためにある訳です。その法あるいは社会のルールをきちんと掴んでいく。そして学校・学級が安全で安心な場になるために、決まりをしっかりと守っていく。みんなが理解して納得できる決まりを作り、それを守っていく。そのような市民性教育や法教育も、いじめ防止につながる大事なものだと思っています。

これからの社会を考えたときに、子どもたちが自分の頭で考えて、何が良くて何が悪いのか、どうしたら良いのか。そして一人でやれることには限りがある。仲間と一緒に力を合わせて何かをしていく。そのためにはお互いの違いを認め合う、そのようなことが大事なんだと思う。ときどき、「世の中はもっときびしいから、いじめに慣れて強さを身につけることも必要なんだ」とおっしゃる方もいらっしゃる。でもそれはおかしい。社会がおかしかったら、その社会を変えられるような大人になる。理不尽なことを許さない。そういう大人に子どもが育つために私たちは教育をしていると思います。

従って、いろんな人がいた方がいいんだ。そういう共生社会としての学校・学級づくりを進めていくことが、これからのいじめ防止に大きく繋がっていくと思います。特別な配慮を要する児童生徒にも目を向けて、しっかりと周囲の理解を取りつけていくことも大切です。

アスタリスクを付けておきましたが、コロナに関するいじめは、実はほとんど学校の中で起きませんでした。文科省の調査で1%台。大人はひどかったと思うんです。中には、感染したためにその場所に住めなくなった、引っ越していった、そういう家もある。でも、子どもたちはそんなことはなかった。それは先生たちがまだわからないことがたくさんあったけれど、コロナについて正しい知識を子どもに伝え、正しい理解を子どもたちが持ったからだと思います。黙食、あるいはソーシャルディスタンスを保つ、子どもはしっかりやっています。つまり、学んで正しい知識を持ち、理解ができれば、偏見や差別から自由になれる。だから、いじめについても正しい理解をしっかりと持つことが大事だと思います。

そのためには、リフレクションする力、自分のやっていること、考えていることは、本当にこれでいいのか。メタ認知できる能力を子どもたちが持っていくことがとても大事で、授業を狙いから始めて振り返りをしていくのは、まさにメタ認知能力の育成につながっていくと思うんです。

従って、授業が当然ながら極めて大事で、授業はまさに発達支持的生徒指導の場面です。子どもたちが単に知識や思考力を深めるだけではなく、生徒指導の目標である個性を伸ばし、社会性を身につける。そうすることで、教室の学びを社会で充実して生きることにつながっていく。そのために生徒指導上の実践の視点を授業の中に組み込んでいく。自分はこの学級の中で大事にされている、ここに安心していられる。そういう気持ちをしっかりと持てる。そして間違っても周りは笑わない。一緒に考えていくことができる。自分がちょっと違うこと言っても認めてくれる。そういう共感的人間関係を学級・学校の中に作っていく。さらに自分の意見を述べ、自分の考えを周りに伝えられるような自己決定の機会を持つ。このようなことを意識した授業づくりをしていくことが、長い目で見ると、いじめ防止につながっていくと思うんです。

安全安心な学校。多様性を認め、学校は集団生活の場ですが、均一化のみに走らない。一人の人間がいつもエース、チャンピオンではなく、いろいろな場面で誰もが活躍できるような活動を考える。自分を大切に、周りも大切にできるような気持ちを抱くようになる。

そして、大事なことは、大変なとき、悩んでいるとき、苦しいときに「困った、助けて」と言える、相談する力、適切な援助希求ができるようになることだと思います。

また、自分を大切にできることも重要です。そのためには、自分が誰かに必要とされている、

役に立っているという思いを実感すること、自己有用感を持つことが大事だと思う。これは国立教育政策研究所の調査ですが、異年齢交流を意図的・積極的に進め、小学校6年生が1年生の面倒を見ている。そうすると中学校に入ってからいじめの加害行為が著しく減っている。こういう結果が出ております。

いじめだけではなく、不登校や暴力行為についても減少が見られる。自己有用感を学校の中でどう育むのか、これが大きいポイントになろうかと思えます。

そして、いじめはニセの満足、いじめを遊び感覚でやる子もいる。面白いと思うのかもしれない。でも本当に好きなもの、誰にも譲れない自分の大事なもの。これをやってると時間を忘れる。そういったものを探し、身につける。このことはとても大事じゃないかと思っています。学校は、子どもたちがものすごく好きになるもの、自分にとって本当に大事なものを探していく場だと思うんです。

ですから、我々は子どもたちが本当に好きになるかもしれない、いろいろなものを授業や部活や学校行事の中にちりばめていくことが仕事だと思うんです。そして本当にやりたいことが見つければ、いじめはニセの満足だと思って、いじめ防止につながっていくのではないかと。

そして先生たちも、非常に今苦しい厳しい状況にあります。正解が見えない、でもその正解が見えない中で、仲間と一緒にどうしたらいいのかを考え抜く。答えの見えない事態に耐えて、答えを求めて考え抜く力、これを Negative Capability と言います。

1人で持つことは難しい。でも一緒に考えて悩み合う。そういう仲間が職場にいれば、問いを問い続けることができるのではないかと。学校はOJTというよりも OJL (オン・ザ・ジョブ・ラーニング) だと思います。学び合う同僚性を発揮し、一人ひとりの子を見て、最善を考える。学校が、そういう場になっていけば、やがていじめが少しずつでも無くなっていくのではないかと。安全・安心で温かな学校が築けるようになる。そんなふうに思います。

時間をオーバーしてしまったことをお詫びいたします。

以上、私が今考えている、いじめ防止のこれからの方向性と課題ということで、お話をさせていただきました。ご清聴いただき、どうもありがとうございました。

○鈴木知事

新井先生ありがとうございました。

それでは早速でございますが、意見交換に入らせていただければと思います。

意見交換でございますが、皆様のお手元にお配りしている資料4で、論点について設定をさせていただきます。こちらも踏まえまして、各委員の皆様からのご意見、そしてご講演をいただきました新井先生に対しましてご質問などにつきまして、ご発言をいただければと思います。

全ての委員の皆様にご発言いただければと思いますが、最初に渡辺委員からよろしく願い申し上げます。

○渡辺委員

教育委員の渡辺 一人と申します。本日はご講演ありがとうございます。

新井先生におかれましては、総合的かつ細部にわたり、具体性と示唆に富む内容をご教示いただき誠にありがとうございました。

先生のご講演の中にもございましたが、学校でのいじめの70から80%は教室で起きていて、クラスメイトで問題が起こっていることが多いということですね。生徒個人を育てること。教育のあり方を問うこと。そのほかに、教室のあり方を問うこともまた大切と私は感じました。

現在は、一般的な学級制度では、例えば小学校ならばクラス30から40名ほどと担任の先生、それらのメンバーでほぼ1日のカリキュラムがこなされると思います。中学・高校になりますと、教科で講師が変わったりしますが、生徒はいつもの教室で、いつものメンバーで、いつもの座席で固定されていることが多くあります。教室は人間関係を固定してしまう「ハコ」のような存在になっていないかということが、私の心配しているところでありまして、ご講演にもございましたが、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえるわけで、コミュニケーションの密度が高くなった条件下では、トラブルがある確率で自然に起きてしまうのではないかと。例えば、私自身がいじめの加害者になったり被害者になってもおかしくないわけですね。こういった確率をなるべく落としたい。視点を変えてみますと、部活動などは単一の活動内容と目標・目的が、ともすればコミュニケーション上の「ハコ」となるのかもしれない。

発生してしまったいじめという負の人間関係は、やっかいなことに、より目立たない場所を求めていずれ教室の外に出て行ってしまおうと思います。そうなると、なかなか難しくなってしまうと思うんです。

教育環境に限らず、人が相互に人間関係が作用する環境下でいじめが起こりうるとするならば、教育施設はいじめが起こりやすい環境であってはならないと思います。先生のご講演の中で、安全で安心な学校づくり、学級づくりについて、「児童生徒の中で人間関係が固定されることなく対等で自由な人間関係が築かれるようにする」とありました。

現状、生徒たちは学校に行くと、まず教室と学級に、物理的に所属し、紐付けられます。しかし、例えば体育の授業は、競技によって場所や施設を変えます。そのように、あるクラスのメンバーが全員同じ時間、同じ空間で、同じ授業を受けるように固定する必要はなく、ところを変え、環境を変えて学ぶことがあっても良いのではないかと思います。

さらに概念的になりますが、授業のカリキュラムそのものが、学校内で人の移動を促していくような形になると、御講演で異年齢交流というのをご紹介いただきましたが、個人個人の精神的な成長や自律を促すことを期待できると思いました。

また、この考え方というのは、担任の先生もまた、1人でクラスで頑張っちゃう方も多いと思いますが、いじめ対応チームにあたる方々にも同じことが言えると思いました。責任が1人に固定されるのではないチームづくり、という点はとても大事なことだと思いました。

考えたいのは、やはり「いじめが起こりにくい教育施設」のあり方であろうと思います。常に考察されなければならない。そのような感想を持ちました。

以上です。ありがとうございました。

○新井教授

ありがとうございます。ちょっと私の方で意見を述べてもよろしいでしょうか。

○鈴木知事

わかりました。

○新井教授

高校になるといじめは激減します。大学はほとんどありません。つまり、オプションとなる場がたくさんあるんです。学校というのは考えてみると、毎日同じメンバー、同じ教室で、同じイスに座って一日授業を受けている。「今やれ」と言われたら大変です。ほとんどの子が、それを小学校6年間、中学校3年間やっているわけです。

でも、高校・大学になると、いろんなオプションが出てくる。だから小・中学校にも、もう少しオプションがあってもいいという気がいたします。

ご指摘のあったように、担任の先生も1人で密な空間の中で奮闘している。例えば、教育実習生が来ているような感じで、年中もう1人の先生がいれば、いじめはあまり起きません。つまり、複数名が毎時間でなくても教室に入っているだけで、だいぶ違う。

あるいは、教室の中に固定的なイスを整然と並べるのではなくて、フィンランドなどのように、丸いテーブルがあったり、1人で勉強するのが好きな子には1人用の机があったり、いろんなオプションがある。そういうものを学校の中に環境として整えるというご指摘は、いじめ防止においてとても大事だと思いました。

貴重なご意見を伺えてありがとうございます。以上です。

○鈴木知事

ありがとうございました。

それでは、大鐘委員からよろしく願いいたします。

○大鐘委員

はい。教育委員の大鐘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新井先生、ご講演ありがとうございました。理論に基づき、具体的な方法が随所にちりばめられておりまして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

意見交換させていただきますが、資料4の論点1・2に基づいてお話しさせていただきたいと思えます。

まず、論点1は「子どもたちのよりよい人間関係の構築」ということですが、やはり、子どもたちが1日の大半を過ごす学校という場が、ルールに基づく公正・公平さを大切にする公的な社

会になって、その中で子どもたちは、公的な社会の一員であるということをお大前提にしていきたいと思います。

具体的な方法としては、例えば、学習活動の中で個人と集団との心理的な安全な関係を築いていくような、学びのあり方を開発していくことが考えられると思います。

また、先生のご講演の中にありましたが、学校の中での縦割りの活動で、異年齢間の人間関係の形成を学ばせること。さらに、学校内ではなく、小・中・高・特別支援学校との連携や交流を図って、学校外の交流により社会性や公共性を学ばせることもできるのではないかと感じました。

それから、論点2でございますが「地域がいじめの防止にどのように関わっていくか」であります。まず、子どもを取り巻く環境として、大人の間関係が信頼関係で築かれていると、子どもに示すことを意識するのが大事ではないかと思ひます。

特に、身近な大人である学校の先生。先生と先生の間、また先生と保護者の間。そうした大人の間関係が信頼関係で結ばれていることを感じさせるような場面・機会を作り上げる。意図的に作り上げることが大事かと思ひます。

また、具体的な例として、例えば地域の行事をとおして、大人との交流を図りながら、子どもに何らかの役割を与えてあげたり、あるいは子どもの行事、例えば子ども会の行事、そこに積極的に大人が参加して交流することも大事かと思ひます。

また、これも学習活動になりますが、学習活動の中に地域の課題を取り入れて、子どもが地域で活動するとともに、学びをとおして人とのつながり、地域の人とのつながりを作る機会を作り出すことができるのではないかと思ひます。

それから、その他2つお伝えをしたいと思います。1つは、新井先生のご講演の中に、何よりいじめ問題の未然防止、それから早期発見・早期対応が求められるということですが、さらに踏み込んで、早期解消・早期解決を打ち出すことができないかと思ひます。

早期解消はいじめの解消です。それから、早期解決は関係者間の間関係修復になると思ひますが、やはり長引かせないことが大事ではないかと私は考えております。

もう1つですが、重大事態の認定についてです。全国の事例を見ますと、重大事態は、結局、事後的に重大事態を認定しているのではないかと思ひます。そうではなく、いじめが行われている過程において重大事態の認定を行うために、本人や保護者の申し立てに基づいて学校から報告を上げてもらいますが、それが早期に行うようにできないだろうか。多くの事例に基づいて、いじめの過程から重大事態の予見可能性を把握して、先回りして重大事態を認定する仕組みを何とかできないかと考えています。

私からの意見は以上です。よろしくお願ひします。

○鈴木知事

大鐘委員ありがとうございました。

○新井教授

よろしいですか。

○鈴木知事

はい。お願いいたします。

○新井教授

ご指摘いただいたことは、とても大事なことだと思います。1つは、学級の中での人間関係ですが、緩やかにつながることが大事かと。

路地で顔を合わせたら、一言二言、言葉を交わして「じゃあね。」って。学級の人間関係も、みんながガシッと仲良くなるよりも、ある程度緩やかさを持った人間関係だといいなと思います。

そして、子どもは大人の鏡だと思いますので、大人がどのような人間関係を作るかがとても大事。

そして重大事態の認定に関しては、まさに本人・保護者から疑いがあるという申し出があったら重大事態として取り扱って調査をし、問題の解決を進めると、法に基づいて示されていますが、不登校重大事態は30日経ってから取り上げればよい、あるいは、まだこのくらいでは大丈夫だろうと考える背景には、重大事態にたくないという思いが、もしかしたら学校の中にあるのかも知れません。

解決するために重大事態として認定し、そして取り組んでいくことを共通理解することが大事だと、お話を伺いながら思いました。

加えて、報告書を分析して、再発防止のために、重大事態予見可能性を示すことの重要性の指摘いただきました。それを進めていくのが、国の「いじめ防止対策協議会」の1つの役割だと思っておりますので、ぜひ事例に基づいた分析をこれから積極的に進めていきたいと思えます。

どうもご意見ありがとうございました。

○鈴木知事

ありがとうございます。

それでは、次に清水委員からよろしくお願いいたします。

○清水委員

はい。清水と申します。新井先生ありがとうございました。大変勉強になりました。私に関心を持ったことについて、若干お話させていただきます。

私は実効のないいじめ対策組織をどのように構築すべきか。どのように仕組みを作り上げていくのかという指摘に興味を持ちました。いじめに対応する組織は、メンバー全員が発言することに対して、恐怖や不安を感じていない状態である必要がある。具体的には、無知、無能、否定

的、邪魔だと思われる言動をしても、このチームなら大丈夫だという信念。そういった心理的安全性の確保された組織である必要がある。こういうご指摘でした。

これは、いじめをしない人に育つための教育活動の内容とほぼ一致するように思います。間違った発言、的外れな発言、一般的にマイナスと評価される言動をしても、このチームなら大丈夫だと思える空間は、まさにいじめの生じにくい空間と言えるのではないかと思います。

社会に開かれたチームとしての学校も同様に考えました。教師と保護者、地域、関係諸機関が相互に尊重し合うパートナーとしての関係を構築し、子どもをめぐって協力し合う。このような関係を作り上げていくこと。これは、児童生徒の共生社会を作る力を育む環境を整えることと同義のように思います。

改めて、いじめを生む構造や要素を抱えている組織では、いじめに対応できない。いじめに対応する組織は、いじめを生む要素を抱えてはいけないことを痛感いたしました。

子どもたちは大人の鏡であるというご指摘がありました。このように考えますと、学校、家庭、地域社会、行政その他の関係者相互が連携協力して、社会全体としてあらゆるレベルで実効のないいじめ対策組織を構築していくこと。そういった仕組みを作り上げていくこと自体が、子どもたちのより良い人間関係を築く力を育む場としても機能し、いじめの予防に繋がるのではないかと、そのように思いました。

また、互いに尊重し合う、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うためには、共生社会としての学校づくりが必要だと思いました。異質性や差異性、異なったところを多様性として認め合うためには、ご紹介のありました学級間の交流や学年間の異年齢交流など、学校内におけるあらゆる交流、また、地域社会など学校外との交わりなど他者との交流を重ねる。こういったことも有益という印象を受けました。

このように考えますと、児童生徒自身が、自分の中にある異質性や差異性を意識化すること。これも多様性を受け入れ、人格を尊重し合う能力を養うために有益な取組なのではないかと思いました。

少し抽象的なお話になりましたが、このような印象を受けました。

大変勉強になりました。ありがとうございます。

○新井教授

どうもありがとうございました。ご指摘のとおりだと思います。

組織が心理的安全性を持っているかどうか。教室がそういう場になっているかどうか。子どもは大人を良く見てると思うんです。例えば、先生が教室で、別の先生の悪口を言うようなことがあったら、子どもも同じようになってると思います。

ですから、大人の姿が子どもに表れているという意識を我々が持って、子どもに向き合う。子どものいじめがなくなって大人のいじめがある社会っておかしい。だから、社会全体で子どものいじめをなくすというのは、いじめのない社会を作っていくことだと思うんです。

そういう意味で、それぞれの違いを認め合う。自分が違うということは、ある意味、プラスなん

だと思えるかどうかだと思えます。みんなが同じだったら面白くもなんともない。違いがあるから面白いんだ。だから、この違いを自分は大事にしよう、あの人の違いを大事にしようと思えるような場面を学校の中でたくさん作っていく。

異年齢交流で言うと、オランダでイエナプラン教育に基づいている学級は最初から異年齢ですね。小学校1年・2年・3年と、4年・5年・6年。この3学年で1クラスを作っている。そういう教育をしているところもあります。

いじめはゼロではありませんが、そんな取組も考えていいのかなということ、今、お話を伺いながら思いました。

どうもありがとうございました。

○鈴木知事

ありがとうございます。それでは川端委員お願いいたします。

○川端委員

川端でございます。よろしく申し上げます。

新井先生、本当に勉強になる講演ありがとうございました。

私はお話を聞いていて、いじめの概念というか認識、そこの考え方を改めて自分でも考え直さなくてはいけないと思ったところです。いじめられてる、いじめてる人も具体的にこうだからというところではなく、しっかり見ないと、もともと解決できないんだと非常に痛感したところです。

私自身もいじめ問題に関して、一人の親としても考えるところがありまして、感想を述べさせていただきます。

人間関係を築く力を育てていく。これはもしかすると、子どもたちだけではなく、一生涯、私たちは生活をとおして課題としていくものではないかと考えています。他者との協調性、そこから学んでいく解決、反省、そしてどう次に実行していくかということも、常に考えながら生きていきます。

これは大人の世界でも同じであって、反面教師で子どもたちはその姿を見て表していると先生もおっしゃいましたが、もしかすると、子どもたちの方が感性が鋭いですから、見抜かれているのかと思います。電話をするより、直接会って話すより、メールの方が楽だよ。ということでメールを送っている大人の姿を見てショートメールで発信をしていく。さらに言葉足らずの子どもたちですから、うまくいかないでこじれていくということに、もしかしたら繋がっているのかということも少し考えてみました。

もちろん、そうなってくると大人たちはどうやって子どもの発信を受け止めたらいいたろうかというところでは、保護者が一緒に居れない学校、幼稚園、保育園という場所の活動において、子どもが言っていること、先生から聞いたこと、それを総合して保護者が紐解くしかないというのが実情だと思います。

特に、このコロナ禍になって、学校でのボランティア活動的なお手伝いもできず、何となく学

校全体、クラス全体の雰囲気は保護者も掴むことができなくて、わかりづらい場面も特にこの2・3年はあるのかと感じています。そういうことでは、保護者・親としては、自宅でどれだけ子どもたちとコミュニケーションをとれる、自分に余裕があるということですね。

私自身も忙しくて、12月に子どもと話をしなかったことがあって、そのあと、泣きながらいろんな話をされたことがあります。そういうコミュニケーションの中から子どもたちは小さな発信をたくさんしている。その発信をいかに早く大人がキャッチをして、必要な教職員だったり関係部署と話をしていく必要があると、今日の話聞きながら感じました。

また1つ、多様性にも私自身は大変気になるところがございました。多様性と一言で言っても、いろんなことがあります。現在インクルーシブ授業があります。目に見えない障がいを持っているお子さんの方が非常に多くて大変わかりづらいので、クラスメイトもそのことを実情としては知らない。担任の先生だけが知っているということになります。低学年のうちには皆、言葉足らずで行動が無鉄砲でありますからわかりづらい。ただ、学年が上がっていくと「あの子だけちよっと違う。」というところから、小さな誤解を招いて協調性が取れなくなって、大きなクラスの問題になっていく。これは現実出くわしたこともありますが、いかにそこで周りの大人たちがどう理解させていくか。

そこで私としては、障がい、心の障がいとか目に見えない障がい、目に見える障がいに関する授業を含めて、もう少し子どもたちに理解ができるようにし、いじめということからそういうことも教育していく必要性がインクルーシブ授業には必要なことはでないかと感じています。

もう1つは、先生がおっしゃったように、大学生になると、なかなかいじめがあまりないというところで、違う世界、学校のクラス以外で、違う趣味のサークルとか居場所をたくさん作ってあげるのいいのかと思いました。ここでは嫌なことがあるけど、こっちのグループにいたら自分で居られる。だからこっちの世界で頑張れるというような、言い方を変えると逃げ場所、子どもが違う仲間と居られる場所、全く学校と関係ない異グループ。もしかすると、こういう環境を、私たち大人が作ってあげるような世界ができていくと非常にいいのかな。

また、そこで出会ったいろんな人たちからいろんな意見を聞いて、子どもたちが育っていく。どう解決していったら糸口が見つかるのかという意見では、先生がおっしゃったように小学校、幼稚園でも、いろんなグループで活動できるようなことがあればいいのかと感じました。

いろんなところはありますが、いじめゼロという目標は絶対にゼロになることはないと思います。ただ、それが言葉の掛け違いから始まったものなのか、それが具体的にどう進んでいくかというところで重大事態になり得ますので、小さな掛け違いをどう修正していくかが、大きなアンテナを大人たちが持って、早くキャッチできて、重大事態にならないようにしていけるよう、教育現場、保護者としても考えていければと思います。

今日は大変勉強になるご意見をいただきありがとうございました。

○新井教授

どうもありがとうございました。

今ご指摘を聞きながら、子どもの声を聞くことが大事だと思ったんです。

ケース会議の場で、本人がいない中でどうすればいいのか、本人抜きで決めていくと考えると、ちょっと変。自分の知らないところで、自分をどう処遇するか決められて「こうやって支援してやるよ」みたいな話になってる。

子どもの声をしっかり聞くことが、学校でも家でも大事。ただ、聞く側の問題として、ちゃんと聞くためには心にゆとりがあること、時間にゆとりがあることが必要だと思うんです。

多分、今、非常に多忙な学校の中で、ゆとりを持って子どもの声をじっくり聞くことが少なくなっているという思いがあって、人的な充実もとても大事なことだと思いました。

子どもを信じることだと思うんです。結構、子どもは面白い発想をします。だからどうしたいのか、どうしたらいいのかって、大人が自分の発想で決めるのではなくて、子どもの声に耳を傾けることが大事なことだろうと、今、お話を伺いながら思いました。

どうもありがとうございました。

○鈴木知事

ありがとうございました。

それでは最後に、青山委員からお願いいたします。

○青山委員

はい。教育委員の青山です。新井先生ありがとうございました。

私は小学校の時、海外から来た友達がピアスをしていて、うらやましくてうらやましくて、その子が大っ嫌いになりました。5人グループだったんですが、私が主導して彼女をいじめたって、今反省しています。

次に中学校になりましたら、岩見沢から札幌に転校したときに「すごく優秀な子が岩見沢から来る。」と先生がみんなに言ってしまったようで、偏差値が非常に高い中学校に転校したものですから、クラスで半分くらいの成績でした。「ええ、期待外れだ。」ということで、4人グループだったんですが、3人に外されて私はずっと1人で行動することになりました。

それを担任の先生に相談したら、すごくいい言葉を言ってくれたことを、いま新井先生の話聞いて思い出したのですが「青山さんは自分の意見をはっきり言えて、声も聞きやすく、あなたの言葉はとても影響力があると思うんだ」って。だから、例えば「一緒にトイレ行こう」と女子特有の仲間と一緒にトイレに行くという誘いを受けたときに、私は「えっ、行きたくない」とか、「移動教室、ちょっと早いけど一緒に移動しよう」と言われたときも「ええ、ギリギリでいいじゃん。今行く必要ないよね」って言ったり、「あなたの言葉で傷ついた人もいたんじゃないかなって思うんだ。どう思う」という投げ掛けを中学校の担任の先生がしてくれました。それまでは自分が言う言葉が全てだと思ってましたし、自分が正義だと思っていましたし、間違ったこと言っていないと思っていましたし、正しいと思うことを正しいと言って何が悪いと思っていたのですが、そういったことを気づけた中学校時代の恩師に感謝しています。

確かに高校や大学でいじめはなくなる、減っていくと思いますが、社会人になって組織人として生き抜くためには、もう1回小学校・中学校と同じ状況で過ごす大人たちがいらっしゃるのではないかと思います。私は仕事で企業の研修講師をしています、ハラスメント防止の研修がこの10年で減ったことはありません。

それだけ、小学校のいじめ、中学校のいじめと同じように大人の社会にもいじめがあって、それが今、影響力を持つ上司が部下に対するいじめだけではなく、部下が上司に対して嫌なことを言ってしまって、上司が傷ついてしまって、心の病気になるってしまう逆パワーハラスメントも多く上がっています。

なので、先生がおっしゃったように、子どもたちは大人の鏡ということと同じように、子どもの段階からソーシャルスキルトレーニングといった方法を学んで、大人になった時に過ごしやすい、お互い認めやすい、多様性を簡単に理解できる。ようやく私も気づけたところがありますが、はっと気づける、その力を子どもの段階から学んでほしい。そう思っています。

以上です。

○新井教授

どうもありがとうございました。自分の言葉が相手にどう届くのか。

言いたいことを言わないということではなく、子どもだけじゃなく大人も「こう言いました。」と言うけど、それが相手にどう届いていたのか、相手がどう受けとめたのかまでなかなか意識が行かない場合があって「言っていましたよ。」とか「言ったじゃないですか。」という話になる。でも、聞いている方はそうとは受け止めなかった。だから本当のやりとりは、言いつ放してではなく、言ったことが相手にどう伝わるのかということをちゃんともう1回聞いて、「違うよ、こうなんだよ。」と言えるようなコミュニケーションのとり方ができると良いのかと、今お話を伺いながら思ったところ

です。

どうもありがとうございました。

○鈴木知事

皆さんありがとうございました。

全ての委員の皆様からご発言をいただき、また各委員の皆様に対して、新井先生から個別にお話をいただきました。

最後に、新井先生、全体を通して一言お願い申し上げます。

○新井教授

はい。委員の皆さんからご意見を伺うことができて、私自身、本当に勉強になりました。ありがとうございます。

思うことは、どうも日本の社会は同調圧力が強い。いわゆる世間というようなものが人を結構動かしている。それがもしかしたら良さでもあるんだけど、生きづらさにつながってしまうとこ

ろがある。

途中で緩やかにつながると言いましたが、「赤い羽根の募金を隣の家がいくらしたのか」とすごい気になって、「同じ額ぐらいにしておかないと浮いちゃうんじゃないか」という発想が、世間の中に少なからずある。それは子どもたちの中にもあるような気がするんです。そういう同調圧力に対して、傍若無人にわがままに振る舞うのではなくて、先ほどから出ている、お互い違いがあることが、新たなものを生み出して面白いということをどこかで体験して、異なる人間が集まって何かやるところに、楽しさや意義があるということを体験的に掴む。

そして、違いを認めながら、どうつながって一緒に仕事をしていくのか。これからの社会を考えると一人ひとりの能力を上げるのと同時に、協働して一緒に何かを作り上げる能力を高める。これがないと私、AIに人間が負けちゃうような気がするんです。そういう協働的に何かやれる力というのを、小学校・中学校のうちにできるだけ子どもが身につけるように働きかける、そのことが社会の中で協働しながら、新たなものを作り出していくことにつながっていくのではないかと。そんなことを思いました。

お互いがお互いを尊重しながら、自分の意見を恐れずに言える。そういう学校・学級、そして社会になるといいと思います。そのことは、長い目で見るといじめ防止につながっていくんじゃないか。逆にいじめ防止を真剣に考えることが、そういう社会づくりにつながるんじゃないか。そんなことを思わせていただく会議でした。

知事はじめ委員の皆さん、どうもありがとうございました。

○鈴木知事

先生、本当にありがとうございました。

それでは、倉本教育長から発言をお願い申し上げます。

○倉本教育長

はい。今日は新井先生、そして各教育委員の皆様から大変重要かつ実践的なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

少しだけお話させていただきたいと思いますが、さきほど申しましたとおり、我々は「いじめ防止基本方針」の改定を進めております。その素案の冒頭1ページ目ですが、いじめ防止等に関する基本的な考え方が書いてございまして、「全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします」。

大変難しいことであるわけですが、今日、新井先生からのお話にもございましたが、「社会に開かれたチームとしての学校」、こうした考え方が大変重要だと改めて感じたところです。こうした観点に立って、学校、家庭、地域、行政が連携協力して、社会全体でいじめの問題を克服していこうと改めて強く感じたところです。

私たち北海道教育委員会としましては、今日いただきましたご議論を踏まえ、基本方針の改

定作業を、これからもさらに進めて行きたいと思っております。一層の危機感を持って、北海道の児童生徒の命と心を守る取組を進めていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○鈴木知事

ありがとうございました。

本日、新井先生におかれましては、長時間にわたりましてご講演並びに丁寧にコメントもいただきました。また、各教育委員の皆様からも積極的に各立場からご発言いただいたことに感謝申し上げます。

いじめに関しては、子どもたちの心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題であります。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合、積極的に認知をして、速やかに、かつ、いじめを受けた子どもたちはもちろんのことといたしまして、保護者の方の心情にも配慮しながら丁寧に対応していく、このことが重要であります。

新井先生からも様々なお話をいただきましたが、いじめの防止と対応にあたっては、学校はもちろんのこと行政、また地域。この重要性を改めて各委員の皆様からのご発言からも感じました。

教育長からお話がありましたが「いじめ防止基本方針」の改定にあたっては、本日いただきました大変貴重なご意見、こちらを参考に進めさせていただきたいと思っております。

そして、いじめ問題の克服については、これまで以上に道、そして道教委、市町村の教育委員会、学校そして社会全体で一層連携した対応が必要である。そして、迅速かつ組織的な対応により事案の長期化、深刻化を防止していく。このことを徹底して目指していくことが重要だと考えています。

道としても、今お話を申し上げた考えのもとで、道教委としっかり一層連携を強化して、本日いただいたご意見、こちらを参考に「いじめ防止基本方針」の改定をはじめとする、今後の各般の取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

最後に、本日ご参加いただいた皆様を重ねて感謝を申し上げまして、第2回の北海道総合教育会議を終了させていただきます。時間を若干超過いたしましたことをお許しいただければと思います。本日は誠にありがとうございました。